

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

歩道舗装復旧業務(右京区京北細野町中之垣内_国道 162 号)

2 業務の目的

右京区京北細野町国道 162 号滝ノ町下りバス停付近の歩道上において、路傍樹らしき樹木痕があり、歩行者が車道側へはみ出るなど通行の妨げとなっている。

これより、本業務では当該箇所の支障樹木を除去し、歩道舗装を復旧することで歩行者が安全に歩道を利用できるようにするものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年 10 月30日(金)まで

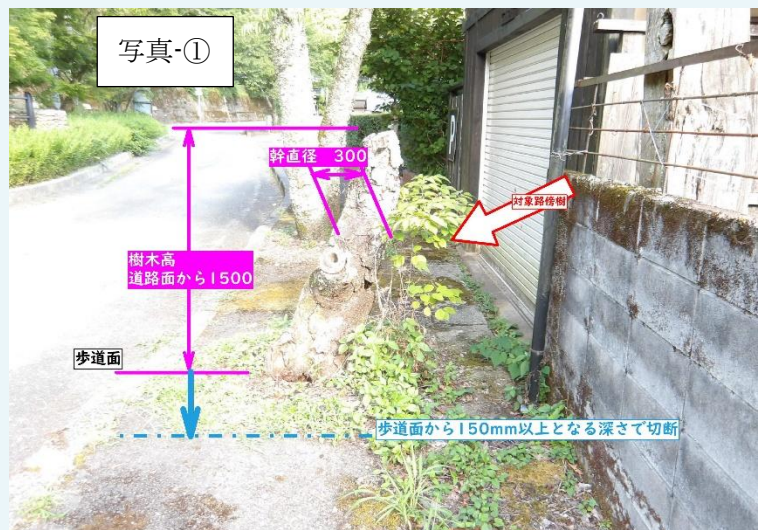
4 履行場所

右京区京北細野町中之垣内 国道 162 号

細野ロードパーク側道部歩道

5 業務箇所

右の写真(写真-①)及び別紙
業務箇所図参照



6 業務内容

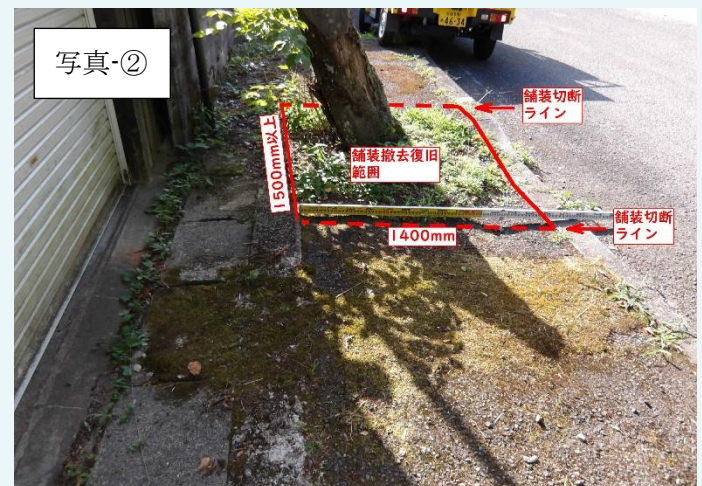
1. 対象木となる路傍樹は、歩道舗装面から 150mm よりも深い箇所で切断・伐採する(写真-①参照)。※復旧する舗装構成が 150mm のため、それ以上とする。
2. 切断した路傍樹は受託者で処分するか、もしくは、3に記載した指定場所まで運搬及び分別されている品目先に仮置きをする。処分か仮置きか、どちらかにするかは受託者の判断による。
3. 仮置きを選択した場合、伐採材の幹長が **60cm 以下**となるまで細切れに切断して仮置きすること。60cm 以上の処分材を発見した場合には発注者から指示するため、必ず対応に当たること。



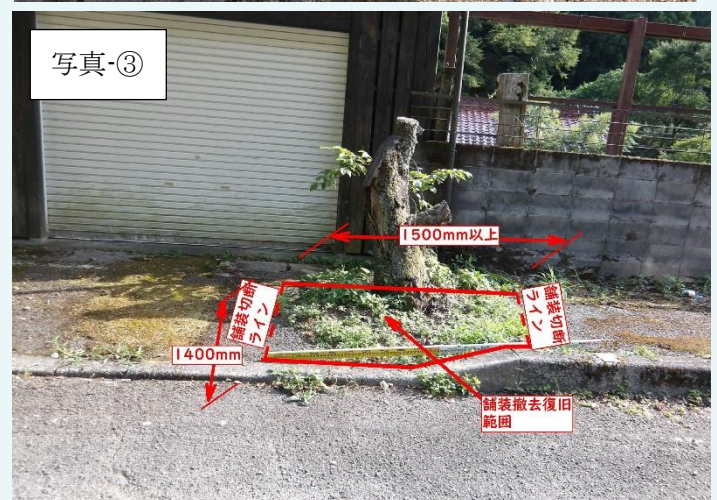
指定場所:右京区京北周山町東丁田

京北・左京山間部土木みどり事務所資材倉庫内の伐採材仮置場

4. 歩道舗装延長が L=1500mm 以上となるように舗装を切断、側溝と歩車道ブロック間の舗装(幅は 1400mm)で舗装と路盤を撤去する(写真-②・③)。なお、舗装厚は 50mm、路盤厚は 100mm 以上とする。



5. 撤去したAs殻は2で記載した内容と同様に、舗装復旧は受託者で処分するか、もしくは、3に記載した指定場所まで運搬及び分別されている品目先に仮置きをする。処分か仮置きか、どちらかにするかは受託者の判断による。廃路盤材は受託者にて処分を行う。



6. 舗装復旧に関しては、路盤材は RC-40

(100mm 厚以上)で、プライムコート使用のうえ歩道舗装は再生細粒度アスコン(13)を5

0mmとする。材料は受託者負担とする。

7 見積項目

各項目の作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、要する材料費や必要に応じて準備費用、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、材料費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 仕様書に記載した廃材以外に、作業工程で生じたごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、誘導員の配置など適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定される。細野ロードパークを使用する一般車両や路線バスの通行運行の妨げが無いように計画を立て、作業に当たること(写真-④)。



- ・ 事前に歩道と側道幅員との確認を行い、作業場所の確保に努めたうえで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。
また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 地元への周知を行う都合上、実施予定日が確定した際は一週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日から1週間前を目途として設置する。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。変更扱いとはならないが、夏期作業による時間帯変更を求める場合、あらかじめ担当監督員と調整を図ること。

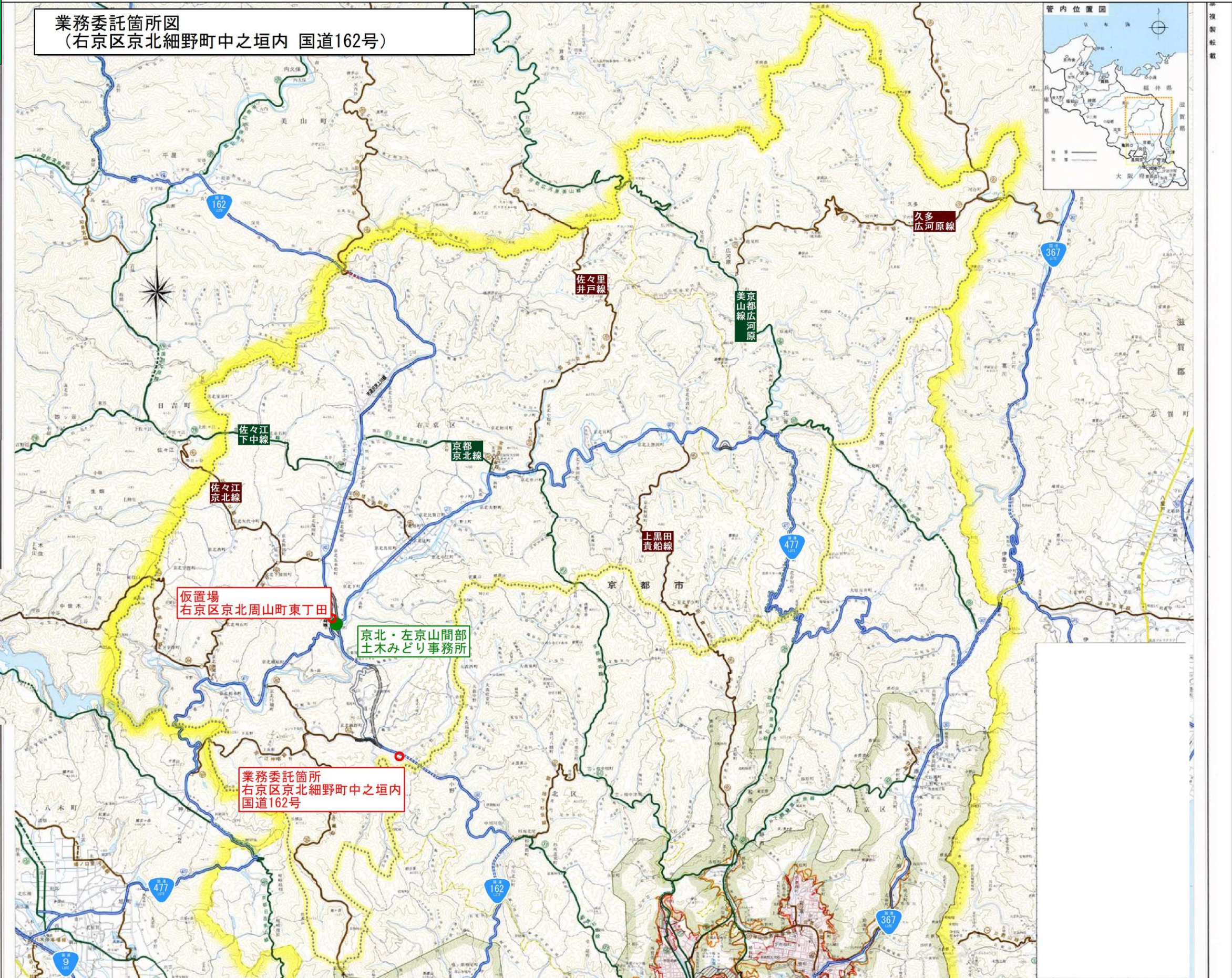
(その他)

- ・ 作業で生じた廃材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。
- ・ 隣接する喫茶店(cafe kahichi)については土日の営業となっているが、念のために作業予定日と干渉が無いか確認をすること。
- ・ 山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

<https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g->

[kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

全体
位置図



詳細 位置図

